

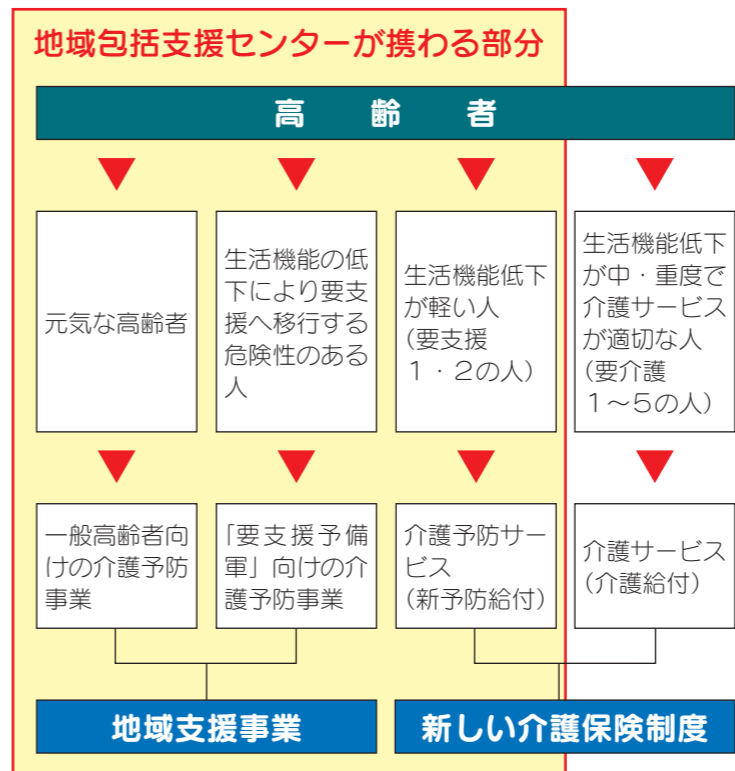
# 地域包括支援センター

## (地域包括支援課内) がスタートします

介護保険法の改正に伴い、4月から元気な老人がなるべく要介護状態にならないように、また、要介護になっても地域で自立した生活が送れるように「地域支援事業」と「新しい介護保険制度」との2本柱で高齢者を連続的に支えていくことになりました。

高齢者が、自分らしく尊厳ある生活を住み慣れた地域で送るためには、「できるだけ介護状態にならない」「悪化しない」を目標に介護予防に取り組むことが重要になってきます。

そこで、平成18年度から元気な人から要介護状態の人まで、それぞれの状態に応じてサービスを展開することになりました。



さまざまな状態の高齢者の段階に応じて介護予防を支援していく拠点として「地域包括支援センター」(地域包括支援課内)が設置されました

地域包括支援センターには、保健師や主任ケアマネージャー、社会福祉士、看護師、歯科衛生士、栄養士などの専門職種が連携して高齢者の介護予防に関する支援をしていきます。

### 地域包括支援センターの主な仕事

- 高齢者の皆さんの今の状態に合わせた介護予防の支援を行います
- 要支援1・2と認定された人が、状態が悪化しないように介護予防ケアプランをつくり、心身の維持・改善を目標に支援していきます。
- ※一部居宅介護支援事業に委託。支援や介護が必要となる恐れの高い人には、生活機能低下にならないように必要な介護予防事業の利用を支援していきます。
- 自立した生活をしている一般高齢者には、現在の状態を維持してもらうために積極的に介護予防に取り組んでいけるよう支援していきます。

○高齢者を取り巻く色々な困りごとや心配ごとの相談窓口となります

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、生活に関することなどさまざまな相談に応じます。

### ○皆さんの権利を守ります

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいな場合などに、成年後見人制度の手続きの支援をします。

また、高齢者への虐待の早期発見・把握に努めます。

○地域のケアマネージャーが円滑に仕事ができるように支援・指導をしていきます

○住民の皆さんが、より暮らしやすい地域にするために、さまざまな関係機関とのネットワークづくりを力を入れていきます

介護予防を進めていくために、こんな視点を大切にしましょう

- ◇自分でできることはできる限り自分で
- ◇安易にサービスに頼らず、本来持つ自分の力を発揮していきましょ。
- ◇あなたの「したいこと」「できること」になりたいことを大切に

### 「人権擁護委員、行政相談委員、弁護士」相談所開設

市民の皆さんの法律などに関する心配ごとや困りごと(家庭・金銭・相続・登記などの問題)の相談に応じます。相談は無料です。お気軽にご利用ください。

**とき** 5月16日(火) 午前9時30分~午後0時30分まで  
※受付は、午前11時30分までですが、相談者多数の場合は時間に限りがありますので、お断りすることもあります。

**ところ** 菊池市中央公民館 2階

**相談者** 弁護士 由井照二氏、人権擁護委員、行政相談委員

**問い合わせ先** 市民課市民年金係

お問い合わせ先 地域包括支援課

### 自動車税の納付は5月未までにお願ひします

自動車税の納付通知書を5月初めに送付しています。

納期限の5月31日(水)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各地域振興局税務課、熊本県税務所、自動車税事務所まで納めてください。

**平成18年度に自動車税が加算(約10%)される自動車**

ディーゼル車

平成7年3月31日以前に新車新規登録のもの

ガソリン・LPG車

平成5年3月31日以前に新車新規登録のもの

お問い合わせ先 熊本県菊池地域振興局税務課 ☎(25)4111

### 身体に障害のある人の軽自動車税が減免されます

身体や精神に障害がある人などの名義の軽自動車など(家族の人が運転も含む)で、障害の程度、使用目的など一定の要件を満たしている場合には軽自動車税が「減免」されることがあります。

減免申請する場合は5月24日(水)までに菊池市役所税務課または、各総合支所税務係まで

申請してください。ただし、減免は普通車を含め1人1台で、申請は毎年必要です。

**申請に必要なもの**

- 納税通知書(5月8日(月)頃送付予定)
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 など
- 運転する人の運転免許証
- 車検証
- 印鑑

お問い合わせ先 税務課市民税係、各総合支所税務係

### 固定資産の価格 固定資産評価審査委員会への審査申出期間

所有の固定資産税の内容は、市役所税務担当まで問い合わせください。

また、固定資産税の価格に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会へ審査を申し出ることがあります。

期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日(4月3日)から納税通知書の交付を受けた日(60日)までです。

お問い合わせ先 固定資産税に関すること 税務課固定資産税係、各総合支所総務振興課税務係

### 固定資産税の税率の改正

固定資産税の税率は、合併後不均一でしたが、平成18年度から1.4%に統一されました。

お問い合わせ先 税務課

### タックスアンサーをご利用ください

一般的な税金の質問は、インターネットのタックスアンサーホームページが便利です。

探しやすい分かります。そのため、税目別に分類されている「税目別検索」と、「キーワード検索」の2種類から利用できます。

・アドレス <http://www.taxanswer.nta.go.jp>

電話またはファクシミリのご利用 電話での税金相談にコンピュータが自動的に回答するシステムです。

相談に必要な「タックスアンサーコード表」は、税務署の窓口にて備え付けてあります。

※年中無休・終日利用可能。タックスアンサー(熊本) ☎0906(3)062222

**わいふ一番館だより** 問い合わせ先 菊池市文化会館 ☎(24)1101

**神様になった警察官 増田敬太郎展**

期間: 5月7日(日)まで

まちかど資料館企画展示として、泗水町田中の出身で、佐賀県唐津市肥前町高串地区においてコレラと闘い、25歳の若さで殉職した増田敬太郎さんを紹介します。

**航空機写真と絵手紙と** 村川尚子

期間: 5月9日(火)~5月21日(日)

「SKY STREAM」のグループの1年間の写真展です。四季折々に姿を変える空の様子。1日に何回の衣替えをするのでしょうか? 毎年この時期に展示を行っていますが、その度に新しい感動を頂いています。皆さんのお越しをお待ちしています。

**喜多紫水(幸夫) 遺作展 (第2回3回忌展)** 喜多和子

期間: 5月23日(火)~6月4日(日)

平成16年2月に67歳で死去し、3回忌を迎えました。生前、手なぐさみに日頃から書き楽しんできた中から、せめてもの供養になればと小品のみを条幅、額にまとめてみました。皆さんに見て頂ければ、故人もさぞ喜ぶことと思います。ぜひ一度、お越しください。

**グループ藍 写真展への誘い**

次世代に残したい熊本の自然。その営みを菊池夢美術館で、もう一度体感してみませんか。

**とき** 5月9日(火)~5月20日(土) 午前9時~午後6時

**ところ** 菊池夢美術館

**出展者** 後藤忠士、後藤マキ、迫政博、久米文子、金子康典、梅本貞雄

**問い合わせ先** 菊池夢美術館 ☎(23)1155